

令和3年1月27日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和3年1月27日(水)  
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和3年1月27日(水)  
午後2時29分
- 3 招集の場所 ハピネスふくちやま(第1会議室)
- 4 出席委員の氏名 端野 学  
塩見 佳扶子  
和田 大顕  
加藤 由美  
織田 信夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの  
教育部長 前田 剛  
教育委員会事務局理事 廣田 康男  
次長兼教育総務課長 牧 正博  
次長兼学校教育課長 崎山 正人  
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一  
学校教育課総括指導主事 新井 敏之  
学校給食センター所長 村瀬 勝子  
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄  
図書館長 浅田 久子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者  
次長兼教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第21号 原案どおり可決、承認

議第22号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませぬけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の発令 1月7日(木)

ア 緊急事態措置を実施する期間 令和3年1月8日(金)から2月7日(日)

イ 緊急事態措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

ウ 緊急事態の概要

「新型コロナウイルス感染症については、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、急速な増加が確認されており、医療体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと認められる。」

※令和2年1月15日から令和3年1月5日の間に感染者合計250,343人  
死亡者合計3,718人

エ 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(ア) 情報提供・共有

(イ) サーベイランス(調査・監視)・情報収集

(ウ) まん延防止

○外出の自粛

○催し物の開催

○施設の使用制限等

○職場への出勤等

○学校等の取り扱い

・一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。

・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を要請する。

・大学入学共通テスト

- 緊急事態宣言が発出されていない場合の都道府県における取組等
- 水際対策
- クラスター対策の強化
- その他共通的事項等
- (エ) 医療等
- (オ) 経済・雇用対策
- (カ) その他重要な留意事項
  - ※ 緊急事態宣言が行われたことを踏まえた、小・中及び高等学校等における、新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

1月8日（金）
  - ※ 京都府における新型コロナウイルス感染症の感染者急増を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の発令 1月13日（水）
    - ・大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県
    - ・区域 京都府全域
    - ・期間 緊急事態措置を実施すべき期間とされた日の0時から、令和3年2月7日24時まで
    - ・実施内容
      - ① 外出自粛 「不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出自粛徹底」
      - ② 催し物（イベント等）の開催制限 「5,000人以下、屋内50%以下、屋外2mの間隔確保」
      - ③ 施設の使用制限  
特措法に基づく要請「営業時間20時まで、酒類提供11時から19時」  
特措法によらない働きかけ 「5時から20時まで」運動施設、劇場、図書館等
      - ④ 職場への出勤 「テレワークの推進、時差出勤、20時以降の勤務抑制」等
      - ④ 大学等への要請 「感染防止対策、学生への注意喚起を要請」
  - ※ 京都府「緊急事態宣言に伴う緊急事態措置にかかる本市の対応について」

1月13日から2月7日まで

    - ① 市所有の公共施設の開館時間の短縮
      - ・小学校体育館の一般利用は停止
    - ② 市及び市が関係する団体等が主催するイベント等について
      - ・終了時間は午後8時まで
      - ・上限人数は5,000人以下、収容率50%以内（屋内）
      - ・人と人との間隔は十分確保（2m）
      - ・イベント実施の際は、ガイドライン等に基づき、徹底した感染防止対策を実施
  - ※ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について」（通知）1月13日
  - ※ 「京都府への緊急事態宣言発令に伴う学校開放の休止等について」

1月14日
  - ※ 「京都府への緊急事態宣言発令後の対応について」（改訂）1月14日
  - ※ 「本庁舎内における新型コロナウイルス感染者の発生を受けての今後の対応について」（通知）1月24日
    - ① 来庁者の名簿管理について
    - ② 庁内会議等の参加者把握について
    - ③ 職員の体調管理について

#### ④ 職場の感染拡大防止対策の徹底について

##### (2) 「令和の日本型学校教育」の構築を目して（中間まとめ）【概要】

～すべての子ども達の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～  
令和2年10月7日 中央教育審議会初等中等教育分科会

大きく分けて2点あります。1点目は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が1月7日に発令をされて、1月8日から2月7日までとのことで、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で発令をされました。以下、その緊急事態の概要ということで載せておりますが、御覧のとおりです。

あと、※の部分がそれ以後、出された国や府、市、また、市立学校対応等について少しそこへ右肩にナンバー1から4は番号を打っておりますが、それぞれに関する資料をつけさせていただきました。

まず、ナンバー1については、先ほどの1月8日から2月7日までの緊急事態宣言、埼玉、千葉、東京、神奈川です。

そして2は、それに関わっての感染症への対応に関する留意事項で、徹底するようにとのことです。

次に、ナンバー6まで飛びますが、学生・生徒が行う部活に関することです。そして、教育活動をするときのチェックリスト、こういったものをつけさせていただきました。

そして、ナンバー7については、次のページの※1つ目、京都府緊急事態宣言に伴う本市の対応、福知山市として対策本部の中から出たものです。そこには、市所有の公共施設の開館時間、一般利用は停止、2月7日までの期間で原則午後8時までの利用であります。

それから次に、府立学校への対応で、京都府教育委員会から出された府立学校への対応は、これがずっと続いております。

それから、そのような府の対応があったので、福知山市としての学校開放についてということで、1月14日から2月7日までの間に体育館は使用禁止です。運動場については午後8時までです。

そして次に、これは改訂版になりますが、京都府への緊急事態宣言発令後の対応についてということで、各市立学校への対応で、かなり細かな点にまで及んだ中身で、そのように校長会等を通じてお知らせやお願いをしたものです。

それから次に、ナンバー14につけておりますのは、文科省のマニュアルの中にあるページで、学校で子どもや教員に感染者が出た場合のフロー図。上から感染者が出た、どうするかということで、法的には学校保健安全法第19条によって児童生徒の出席停止から始まって、最終的には下の段の2つにまたがる一部臨時休業する、または、教育活動は継続するに、そのところの分かれ目のところであります。

法的には、上に書いてあります学校保健安全法第19条と第20条。第19条については、子どもたちに関する出席停止の項目です。それから第20条については、学校の臨時休業に関わる中身が書かれております。それに則って判断をしていくということになります。

それから、ナンバー15からについては、ついこの間の1月24日の本部会議であったものです。庁舎内に感染者が発生をしたということで、市としても対応するということから、そこに4項目書かれていますが、それから17の予防策の運用、これも書かれておりますが、具体物ナンバー18、19、これがそのものです。ナンバー18は対応記録カードということで、市にいろいろ代表者があるわけですが、そのときに誰といつどこで、どれくらいの時間対応したかということ記録するカードです。

それから、次のものが健康管理、自己管理ということで、1月18日から始まりました。毎日、朝の体温を提出するものです。もしも異常があれば当然出勤はしないわけですが、職場内に顔色が悪いとか、元気がないとか、熱がありそうだとか、そういったことが見受けられたらお互い声掛けをし、風通しのよい職場環境を作るということで、今この庁舎内は各部

署で点検や自己管理を進めております。こういった資料を付けておきました。これがコロナ関連の中身です。

それから大きな2点目は、「令和の日本型学校教育」、令和2年10月7日中央教育審議会初等中等教育分科会で全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現、こういう中間まとめが出されて、そろそろ最終のまとめをするという予定であるようです。

資料集の最後のところに付けさせていただきましたが、これは第1部の総論の部分だけで、各論に関わる中身のものが何ページかありますが、それを御覧ください。この中身を見ておりましたら、福知山市立学校、福知山市教育委員会で今回「響」プランを策定したわけですが、非常に関連深い中身です。福知山市立学校の環境整備、トイレの洋式化、水回り、空調、長寿命化の問題、給食センターの問題、そういったこと全てが概要や各論の中では触れられています。

働き方改革も当然です。そういう中身のまとめが最終、出てくる予定になっております。

総論の中で、少し説明をさせていただきたいと思いますが、青色の中の白い文字ですが、ここが一番の今回のまとめの大事な部分で、1つは令和の日本型学校教育です。

令和ではない日本型日本教育というのは、これは皆さん存じのとおり、学校の先生が勉強を教えるだけではなく、家庭生活から生徒指導までやっている状況、これが日本型の学校教育ということで、それが令和のということです。

その中で「全ての子どもたち」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」の3つのキーワードがあります。初めの「全ての子どもたち」というこのキーワードの中身ですが、この全ての子どもたちというのは当然子どもたち全てになるわけです。

子どもたちの中には小さい子から大きい子、福知山市は保幼小中一貫連携ということで保幼も当然視点に入れているわけですが、幼児、それから不登校の子、全欠状態で学校を休んでいる子、虐待を受けておる子、いじめられた子、いじている子、外国人の子どもたち、それから特別支援の必要な子どもたち、義務教育を十分に終えられずに大人になった人たち、これも含めて全ての子どもたちと理解します。そういう人たち、子どもたちの可能性を引き出すために個別最適な学びという、これも2枚目の上、2行目に「個別最適な学び」ここに「個に応じた指導」と、それから、その次に（指導の個別化と学習の個性化）という言葉がありますが、これが個別最適な学びだということです。

どういうことかと言いますと、子どもたちにはそれぞれいろいろな違いがあります。理解の早い子、遅い子、また、国語は得意だけれども算数は駄目、そういった子どもたちに個別に対応する、また、その子どもたちの特性に十分に対応した学び、指導をしていく、そういう意味です。

協働的な学びというのは、社会と連携をする。大きく言いますと、そのことがこの2行に書かれていることだと思えます。それらをより具体的に細かにというのは、各論の部分にそれぞれ書かれています。この最終のまとめはこの春には出てくるだろうということでもあります。

そういうことで、いよいよ教育界も新しい時代、新しい手段、手法、考え方によって進められていく。来年度から「響」プランも実際に学校現場で1つの基準として活用されていく。また、環境についてもGIGAスクールがいよいよ始まっていく。そんな時代になるということで、今はその準備中というところでもあります。

このようなことで教育委員会事務局職員は、動いているというところでもあります。

大きくコロナ関連と今後の教育について報告をさせていただきました。

端野教育長            御質問、御意見はありませんか。

和田委員            このコロナ関連のナンバー12のところの外部講師等の活用についてというところの2行目に「市外からの講師等の来校は断る」というところ

にアンダーラインが引いてありますが、市外からの講師の来校は断ると  
いうケースは本市の場合はありましたでしょうか。

廣田理事 年度末を迎えているわけですが、校内研であったり、研究発表会等で指  
導主事や大学の先生を招く予定の学校はございます。

和田委員 あったということですか。

廣田理事 はい。この文書を出したのが19日ですので、それ以降については校内  
の自分たちだけでの校内研という形で対応しています。

和田委員 講師さんは、子どもたちに授業を教えたりしますか。

廣田理事 どちらかという、教員を指導する大学の先生や指導主事になります。

和田委員 教育長から令和の日本型学校教育について御説明いただきましたが、小  
中学校の1クラス当たりの児童生徒数を減らすということが新聞に出  
ていました。小学校5、6年の教科担任制が来年から実施されるという、  
これはこの日本型学校教育の構築を目指しての取り組みの1つでしょ  
うか。

廣田理事 少人数というのは、この「令和」というより、以前から1学級の定員を  
減らしていく方向は、ずっと言われていたわけで、とりわけこのコロナ  
禍の中でそのことがクローズアップされています。この「令和の日本型」  
と全く違うかどうかと言われると、この1年間は、これまでの流れと、  
そして今年教室が密であり、もう少し適正な人数があるのではないかと  
いうことで、来年度は小学2年生からになると認識しております。京都  
府におきましては、2年生以上も35人程度になるようにしており、こ  
れを超える場合は担任の加配を配置していただいている経過はありま  
すので、ここで大きく変わるわけではありません。教科担任制についま  
しては、これも従来から言われていて、教員の働き方改革にも寄与し、  
子どもたちの学びの意欲、どちらかというところらが主になると思いま  
すが、学びの意欲をより高めることで計画をされてきています。  
令和4年度から本格的に進めていくということで、既に小学校で取り組  
んでおり、加配の配置というより、授業の交換という形でやっています。  
本市はそういう学校が、全部ではありませんが幾つかございますし、小  
中一貫校につきましては、中学校の教員が兼務発令を受けて小学校で授  
業を教えているケースがございます。令和4年度からは一定、加配の配  
置もされていって、今日の新聞によると理科、数学、英語ということに  
なりますが、配置の状況を見極めていく必要があります。従いまして、  
令和3年度も教科担任制は少しずつ進めていく方向で、各学校も検討を  
しております。  
以上です。

端野教育長 教科担任については、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方  
について」というページがあります。その中に「義務教育9年間を見通し  
た教科担任制の在り方」ということで、小学校高学年からの教科担任制  
の導入は令和4年を目途にという項目が含まれています。それから35

人学級についても、先ほどお話しした個別最適な学びをしようと思えば40人よりは35人ということは当然の話だと思います。

和田委員 ありがとうございます。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

加藤委員 個別最適化の学びの中で人数を極力少なくしたり、個性や特性のある子どもたちへの配慮等々あると思いますが、原則1人の教師が何十人という児童生徒を見ており、例えば特別支援であればインクルーシブという共生の社会や、1つの教室にいろいろな子どもたちがいることを一方では目指している中で、ICTやGIGAスクール等でそこを拾い上げることもできるだろうとは思いますが、具体的に今後どういう指導方法が個別の最適化になるのかなというイメージが少し湧きづらいため、現場がどのように捉えていくかなというところに多少の不安を感じているところです。正直、本当に理想とするところはよく分かりますが、実際に教室の中でどういう個別の指導の対応ができることになるのかを十分現場とも共有していかなければいけないなということを感じています。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

#### 4 議事

##### (1) 議題21号 令和3年度学校教育の重点について

端野教育長 「議題21号 令和3年度学校教育の重点について」説明をお願いします。

新井学校教育課総括指導主事 ～資料に基づき説明～

それでは、3年度学校教育の重点を御覧ください。前回の教育委員会議で検討していただいて、それぞれ御指摘をいただいたところを修正しまして、昨日、その修正したものが業者さんの方から上がってきました。さらに、細かいところを見ておりました4カ所修正を考えています。まず1つ目は、令和3年度の重点、重点目標1の⑤の小さい字の1行目、途中ですが、「コミュニケーション能力、自己肯定感」これ「、」になっていますが「・」に変えるように考えております。それから⑥のかぎかっこのところが、ここが上とそろっておりませんので、③の「全国学力学習状況調査」のかぎかっこと、ここをそろえるように訂正をします。それから3点目が、重点目標6の②、「響」プランFのプランの「ン」と「F」の間に「・」を入れます。それから最後です、4点目。写真の解説ですけれども、「対話的な学び」というところ、「学びを深める」というふうに変えようというふうに思っております。授業スタンダードの写真です。

新井学校教育課総括指導主事

「対話的な学び」になっていますが、「学びを深める」に。

この4点を修正するよう、考えております。

それから、この写真については、市内全体のそれぞれのブロックの写真が入るようにということと、廃校になる学校や、幼稚園からも提供してもらっております。

前日も日常的に活用できるようなものということで御指摘をいただきました。1つは、文言を府の重点の表記の仕方と整合性を図るようしております。1例えば「一人一人」というような書き方や重点目標1のところ「質の高い学力」に変えております。

それから、全ての先生が活用してもらうために授業スタンダードを新たに、昨年度別冊でつくったものをこの主要重点の中に入れております。それから、日常的に評価や確認をするために重点目標の項目の下に空白の四角を入れております。各学校で優先的に解決を図る上の課題の優先順位を入れたり、または、個々の教員が学期末とか年度末にできたかどうかというようなことの評価を入れたりする欄として、学校が工夫をして活用するようにこの四角の欄を入れました。

また御意見をいただいたことを反映して、修正を加え、業者に発注をして完成ということになります。配布時期については2月の校園長会議で説明をして、3月の初旬、配布ということになります。各学校で令和3年度の学校の教育計画に反映することを考えています。

それから、配布先については、こども園を含めて幼稚園、各小中学校の教員、市の関係する部署、子ども政策室等、市会議員、学校評議員、地域公民館等にも配布をします。それと、保護者等については、ホームページに掲載をしまして、見ていただけるように考えております。

以上です。検討よろしく申し上げます。

端野教育長 御意見や御質問はありませんか。

加藤委員 この重点目標1～6の中で、日常的に使っていくようにということで、チェックや順位を付けたりする欄ができたのは面白いなとか、いいことだなと思います。ただ、それをそれぞれの学校がどういうふうに活用して、どういうふうなことを重点的に取り組んだのかどうかという、そういった把握とか検証とか、それは何か市教委としては考えておられますか。

新井学校教育課総括指導主事

例年年度末には学校の教育目標がどれくらい達成できたかということについて検証します。年度末の評価、指導の重点の項目について、学校から評価と意見を求めています。

来年度についても各校からの検証結果を集約して、整理をしていきたいと思っております。

加藤委員 また次年度等に生かせることができるように、また学校訪問等でもお話ができれば、より活用性が高くなると思っております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

塩見委員 内容はよく分かりました。6階の事務局の中に学校出身の方々が10人以上おられます。その方々が現場に接する機会が一番多いと思います。

そういったときに、人権にしてもどの分野にしても、さまざまな場面でその10人、放課後児童クラブも含め、さまざまな機会での学校教育の重点の具現化に向けて「この進捗状況はどうですか」というふうに行管理を多面的にさせていただくことが大事ではないかなと思っています。

学校は、校長先生の学校経営計画の中にこれを具現化するために経営内容をつくっていただきます。その進捗状況は今、総括さんがお話ししていただいたとおりでと思います。でも、その1本の筋だけではなくて、多面的な進捗状況の把握というのが大切になるのではないかなと。そのための重点1～重点目標6までがあるのではないかなと思いました。以上です。

端野教育長 重点目標2の③について、加藤委員も発言されていますが、どのようにしますか。③の「アセスメント表」、「個別の支援計画」、「個別の指導計画」というのはこの並びでいいのですか。

加藤委員 「アセスメント表」、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の順番ではないかと思います。

端野教育長 指導計画が先と思いますが。

新井学校教育課総括指導主事

京都府の重点の順番を、もう一度確認して、違っていたら順番を変えます。

加藤委員 個別の指導計画は、もう義務化されたような感じになっているので、より必要性が高いかなと思いました。

端野教育長 それから、もう1つ、特別の教科「道徳」というのはいつまで使うのか。道徳科という言葉を使うのか、それとも特別な教科「道徳」を使うのか。

加藤委員 どちらでもよいと言われていましたね。移行期にはそう言われていたのですが、その後はどうなりまたか。

新井学校教育課総括指導主事

確認をします。

端野教育長

特別の教科「道徳」、これの意味は担任が必ず道徳の授業をすとか、そういう教科、これは道徳だけ、担任が必ずやる教科は道徳だけ、他は教科担任がするから必ずしも担任が指導はしない、そういうことをずっと引き続き表現するのか、どうなのかなと少し思いました。

それから、もう1つは、来年度家庭科の前年度になりますが、印刷部数をどれぐらい予定されていますか。

新井学校教育課総括指導主事

まだ部数は考えていません。また相談させていただきます。

端野教育長 御意見ありませんか。

いつもずっとお願いしているのですが、句読点がおかしなところに打ってあるとか、内容を大きく変えるのではなく若干の修正が出た場合は、事務局へ任せていただくということでもよろしいでしょうか。学校教育の重点は、何点か訂正部分がありましたのと、少し調べるという中身がありましたのと、その辺り微調整の部分があるかも分かりませんが、こういったことを踏まえまして議決ということでもよろしいでしょうか。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第21号について承認ということでもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。  
次に、議第22号「令和3年度社会教育の重点について」説明をお願いします。

(2) 議題22号 令和3年度社会教育の重点について  
八瀬生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

それでは、私の方から令和3年度の社会教育の重点につきましてご説明させていただきたいと思っております。

前回、教育委員会議までにさまざまな点、御指摘、ご教示いただきまして、その点を反映させていただいて完成型を目指しているところでございます。また、事務局内で再度確認等も進めさせていただきまして、若干、修正点がございましたので、その点をお伝えさせていただきまして、御意見賜りたいと思っております。

まず、表紙でございますけれども、社会教育の重点ということで「共に幸せを生きる人材の育成」、ここの中の文言につきまして、この表紙の部分を、「知性を磨き、特性を高め、健全で自立した人格を育む」という文言に修正をさせていただくということで、より分かりやすく、より理解しやすいような文言にさせていただくというところでございます。続きまして、2ページでございますけれども、こちらの方で大きな項目、生涯学習分野の項目といたしまして、生涯学習の推進、人権教育の推進、家庭・地域社会教育力の向上、文化財の保護と保存と、この項目4つについては、前回から変わっておりません。文言については、先ほど学校教育の重点の説明の際にもありましたとおり、文言の統一、同じ福知山市教育委員会の重点ということでございますので、漢字の統一化をさせていただいたところでございます。

生涯学習の推進の中で大きな項目、目標項目でございますけれども、その中に1、2、3と番号が打ってありまして、生涯学習の推進、公民館活動の推進、図書館活動の推進となっておりますけれども、より主体的に学習活動を進めていただくということで、こちらにつきましては生涯学習活動、「活動」という言葉をこの後ろに加えさせていただいて、その重点項目とさせていただいております。この点、1点変更になったところでございます。

続きまして、人権教育の推進の点でございますけれども、「人権教育活動」

になっておりますけれども「人権学習活動の推進」という言葉に修正をさせていただきたいと考えております。

それと1点、図書館活動の推進の項目のところに「図書館協議会の意見を反映」という文言が入ってございました。その時点で図書館協議会からの意見がまだ反映できていないということでございましたけれども、その際にこの項目の4つ目の「多様な学習、問題解決、または地域活動の場」としているところを「支援する場」という言葉を加えさせていただきたいという案でございましたけれども、協議会の方でもこの「支援をする場」ということで了承を得られたということがございますので、そのような形で掲載をさせていただくというところがございます。

あと、家庭教育、社会教育の重点、それから文化財の保護と保存につきましては、先ほど申しました文言の整理、修正、再確認等を進めさせていただきました。ということで、特に大きな変更等につきましてはないということがございます。

あと、この文化財の写真ですけれども、写真の下に撮影者の名前が入っております。これは割愛できるかどうかという確認をしましたけれども、この画像につきましてはこの方に著作権があるということですので掲載する際には名前が必要という回答を得ておりますのでそのまま掲載をさせていただきます。

それから最後のページでございます。市民憲章、幸せを生きるという模式図でございますけれども、この点につきましては、地域社会、家庭、学校が連携して社会総掛かりで教育の街福知山を目指すという図でございます。この中の学校の市立学校教育内容充実推進プラン「響」プラン・Fでございますけれども、このプランの令和3年度の重点目標ということで、先ほどご説明ありました学校教育の重点の重点目標、この項目を挙げさせていただきまして、令和3年度の全体的な方針、指針という形にしていきたいと思いますと考えております。

令和3年度の重点、その下に6つ項目を抜粋して掲載させていただいておりますけれども、これにつきましては、先ほどの生涯学習の推進から人権教育、家庭・地域社会の教育力の向上、文化財の保護と保存という項目がございますけど、その中から主に事業といたしまして重点としたものにつきまして抜粋をさせていただいて、掲載をさせていただくという形でお願いしたいと思っております。

以上が社会教育の重点ということで、令和3年、このような形で更新をしてみたいと考えております。

配布先につきましては、例年どおりでございますけれども、先ほどありましたとおり、学校関係、全体で今、現状では約1,300冊を印刷する予定にしております。今日、議決をいただきましたら修正、レイアウト等をさせていただきます。今、御覧いただいているものにつきましては、事務局内で作らせていただいたものでございます。色の範囲、枠の範囲が、若干ずれておりますけれども、最終的には例年どおりのこのような形でレイアウトをさせていただきまして、印刷にしたいと思っております。

写真につきましては、例年子どもの写真が非常に多い状況でございましたので、生涯学習、また社会教育というような観点から、やはり幅広い世代の方の活動、実践状況が分かるような写真にさせていただくということで、子どもから高齢者の方々までが実際にさまざまな活動、また各施設、機関等で活動をしておる状況の写真に今回につきましては更新を

させていただいたというところでございます。  
社会教育の重点の内容につきましては以上でございます。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

加藤委員 黒丸をオレンジ色に変更したほうが良いと思います。

八瀬生涯学習課長兼中央公民館長

そうですね。こういう色で、色についてはまだこれから校正、まだございますので、2月の校園長会議までには最終印刷する、それまで何回か校正はさせていただきますので、またその点修正はしていきたいなと思っております。

塩見委員 細かいことを言えば、写真ね、長方形が角張っていますね。それを少し丸くするとかが良いと思います。

八瀬生涯学習課長兼中央公民館長

丸くぼかしたような形にできると思います。

端野教育長 他よろしいでしょうか。学校教育の重点と同じく、先ほど黒丸でなく色を変更という意見もありましたが、若干の微調整等出てくるかも分かりませんので、そういう点については事務局に一任ということで、よろしいでしょうか。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第22号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。  
次に、報告事項1、教育長決裁による後援承認事項についてお願いします。

## 5 教育委員会 報告・説明事項

### (1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.22 華道家池坊福知山支部花展

八瀬生涯学習課長兼中央公民館長

コロナウイルスの緊急事態宣言前に後援の申請がございまして、承認をしておるところでございますけれども、その後、緊急事態宣言が発出されたというところございまして、1月19日の日に申請者さまの方から申し出がございまして、この日程、2月20日、2月21日につきましては延期をさせていただきたいという申し入れがございました。延期の期日につきましては、現在のところ未定ということでございます。も

しかすると、今年今回につきましては中止ということも判断せざるを得ぬというお申し出もいただいております。  
以上でございます。

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

## (2) 福知山市立学校プール運営要綱の一部を改正する要綱の制定について

牧次長兼次長兼教育総務課長～資料に基づき報告～

資料の10ページを御覧ください。

福知山市立学校プール運営要綱の一部の改正でございます。別表にありますとおり、美鈴、有仁、美河小学校が令和3年4月1日に廃校になりますので、これを削除し、美鈴小学校のプールを大江小学校のプールに改めます。

以上でございます。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

## 6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。